

教育基本法、社会教育と生涯学習

1. 教育基本法

戦後（いつ？）に作られた（正しい用語では？）法律

1) 博物館を導く教育法体系

日本国憲法 昭和21年11月3日公布、翌22年5月3日施行 時の首相は吉田茂

・第23条 学問の自由は、これを保障する。

・第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。]

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

→教育基本法（旧法） 昭和22年公布施行、平成19年改正＝新法

第3条 教育の機会均等、第4条 義務教育、第5条 男女共学

第6条 学校教育、第7条 社会教育、第10条 教育行政

第11条 補則（施行法に対する優越）

→→社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

→→→図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）

→→→博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）

2) 戦前と戦後の教育法

	戦前	戦後
憲法	規定なし	第26条
教育理念	学事奨励に関する被仰出書（明治5年） 教育ニ関スル勅語（明治23年）	アメリカ教育使節団報告書 教育基本法（旧法）「前文」
法体系	基本法・体系化なし	教育基本法を基礎にした体系あり
学校	個別立法	学校教育法
社会教育	大正8年に文部省担当課設置	社会教育法
博物館	法律なし、部内決裁、建議による	博物館法
文化財保護	古器旧物保存方、古社寺保存法、国法保存法	文化財保護法
行政原理	官僚統制	民衆的統制
行政事務	府県・市町村	一般行政から独立（教育委員会）

3) 教育基本法の新旧比較

教育基本法は長く改正がなされなかったが、2006年に第一次安倍内閣によって全面的に改正された。全面的とは、一部分ではなく改正対象が全体に及ぶという意味である。旧法の内容はほぼそのまま踏襲するとともに、敗戦直後の時代を背負った前文を現在に適した言葉や内容に置き換え、ここの条項も相当数手を加えた。一部の識者からは、前文や条文に「公共の精神」や「伝統」などの言葉が置かれたことから、道徳心や愛国心の強調だとの批評がなされた。法律の技術論や整合性からすれば、旧法では扱いのなかった生涯学習の言葉が第3条で、第4条の教育の機会均等に障害者への支援が位置付けられたことは意味がある。一方、第10条で家庭教育が明示された。これは日本的な家族主義（＝家族に社会や行政の肩代わりの機能を期待する）の表出だろうか。

・旧法（昭和22年3月31日法律第25号）

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

・現行法（平成18年12月22日法律第120号）

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

【参考Webサイト】文部科学省のウェブページ＝公式見解

教育基本法について http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan.htm

新しい教育基本法について http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan/siryu/07051111/001.pdf

改正前後の教育基本法の比較 http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/06121913/002.pdf

時代遅れの改正教育基本法【前編】 <http://business.nikkeibp.co.jp/article/life/20070710/129539/>

改正後の翌年2007年に出された日本大学の広田照幸教授の解説。

2. 社会教育

1) 社会教育とは

文部科学省パンフレット「新しい時代の社会教育」（＝公式見解）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/shakai/06020706/all.pdf

社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」（社会教育法第2条）を指します。

社会教育＝広義：学校以外の組織的な教育活動、狭義：そのうち行政（国・地方公共団体）が行うもの

社会教育機施設＝狭義（社会教育法に明記）：公民館、図書館、博物館、広義：他の集会施設など含める

学校教育、家庭教育との違いは？対象の属性・想定、対象の期待・目的など

社会教育の英語は out-of-school education, community education; adult education, youth education などが相当

なお、social education 社会適応教育となってしまう

社会教育：文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1.htm

2) 教育全体（生涯学習）のなかでの位置付け

生涯学習＝家庭教育＋学校教育＋社会教育＋その他すべて

社会教育は公教育 全体を設計運営するのが社会教育主事（教諭と同様に教育公務員特例法が適用される）

3) 法的根拠

・教育基本法の体系内、公教育のうち

・教育委員会が実施

・社会教育三施設：公民館・図書館・博物館

・「博物館」は社会教育機関

社会教育法（図書館及び博物館）第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする

博物館法（博物館の事業）第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

4) 社会教育施設

(1) 社会教育法等に基づくもの

公民館 社会教育法 専門職員は公民館主事（資格要件はない）

図書館 図書館法 専門職員は司書

博物館 博物館法 専門職員は学芸員 法的には、登録博物館と博物館相当施設のみ該当

(2) その他の法令や予算措置による社会教育施設

青年の家、少年自然の家、女性教育施設

3. 生涯学習

生涯学習政策について | 文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/main_a1.htm

IT化、グローバル化の進展など、近年は社会・経済が急激に変化しています。社会・経済の変化に対応していくために、また社会の成熟化に伴い、幅広い年齢の人々に学ぶことへの意欲が高まっています。文部科学省では、学習需要の拡大に応え、さらに、学歴社会の弊害を是正していくという点から、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会の構築が必要だと考えています。

生涯学習とは、学校において行われてる学習のみならず、地域・社会で行われている学習をも含んだ包括的な概念であり、文部科学省では、生涯学習社会の実現を目指し、学校教育・社会教育などの教育システム全体を総合的に見直しています。

生涯学習：文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/01_g.htm

1) 生涯学習振興法

・生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（生涯学習振興法）1990年

・教育基本法の体系とは別の体制

2) 関係施設

(1) 法による施設

生涯学習推進センター

生涯学習推進本部の具体化：都道府県による設置、「生涯学習センター」と呼ばれることが多い

北海道の様子はポータルサイト「生涯学習ほっかいどう」で <http://manabi.pref.hokkaido.jp>

(2) その他の生涯学習関連施設

・国公立施設

学校（開放）

視聴覚センター

社会体育施設（体育館、運動公園など）

文化会館

文書館・公文書館

・民間の施設

音楽ホール、スポーツ施設

塾、カルチャー教室

その他いろいろ

3) 生涯学習を実現する制度と技術

(1) 現実世界での学習機会／欲求の増大

- ・労働時間の短縮
- ・学校週休二日制の実施
- ・性差（ジェンダー）の希薄化
- ・終身雇用の崩壊と転職機会獲得のための資格取得→リカレント教育

(2) パーソナルコンピュータ（Personal Computer: PC）が実現した技術

- ・日本語ワードプロセッサ すべての人に文章作成・公表の機会を提供
- ・データ化 大量の文書の持ち運び、簡便な加工、貼り付け

個人でつくるデータベース

- ・文字以外のデジタル化

画像

映像

音楽・音声

(3) インターネット

- ・ウェブサイト

放送の獲得

検索

情報の一元化

- ・電子メール、SNS

距離、時間、料金の違いを解消

同報送信による無料雑誌

- ・文書・動画・音声の共有
- ・部屋に居ながら全世界のコンピュータを図書館として利用可能
- ・外国語や楽器の学習が可能

教育委員会と教育行政

1. 教育委員会の歩みと現状

「戦後改革」により設置された教育行政の執行機関、教育委員は公選

しかし、地域に受け入れられずに、しだいに有名事実になり、

もとの法律が廃止されたため、地方公共団体の一部局としての性格／認識が強まった

大津市いじめ自殺事件（2011年）などを契機に不明確な責任者や地域意見反映の不足など批判が高まり

2014年に新たな制度が公布、翌2015年に施行された

大津市中2いじめ自殺事件 - Wikipedia <https://ja.wikipedia.org/wiki/大津市中2いじめ自殺事件>

1) 教育の「戦後改革」

太平洋戦争（大東亜戦争、アジア太平洋戦争、十五年戦争、先の大戦、第2次世界大戦）の終結後、GHQの主導のもとで、公職追放、農地改革、財閥解体など、政治・経済全般にわたる諸改革が推進された。

国立国会図書館ウェブサイト「史料に見る日本の近代」 <http://www.ndl.go.jp/modern/cha5/index.html>

・「米国教育使節団」の報告

「米国教育使節団報告書」 昭和21年3月31日 連合国最高司令長官に提出

・連合国総司令部民間情報教育局（GHQ・CIE）による改革

GHQ: General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers

CIE: Civil Information and Education Section

日本側カウンターパートは教育刷新委員会→後に中央教育審議会となる

2) 教育委員会法

一般の行政とは独立した教育行政を目指した。首長とは独立した教育委員会。

昭和23年公布施行、設置根拠

都道府県教育委員会は7人、地方委員会（市町村）は5人

住民の選挙による選出、任期4年＝公選制

教育委員長 委員の中から選出

教育長 教育委員会が任命、教員免許状が必要 =教育長に専門性

事務局 委員会に置く、職員（専門職、学校事務職員を含む）は教育長が推薦、委員会が任命

博物館 第49条（教育委員会の事務）に「社会教育に関すること」とあまり明確でない

2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

昭和31年（1956）公布施行→教育委員会法の廃止

教育委員会の独立性（公選、予算編成権）の喪失、一般行政の一部門化

小規模団体では、一般行政部門との人事交流が日常的→職員の意識面でも独立性が希薄化

しかもなお、首長とは独立した部門として存続→存在や首長との関係が不明確なまま経過

およそ60年振りとなる2014年の改正によって新たな教育委員会制度が示された

法律の概要

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2014/06/30/1349283_01.pdf

教育委員会制度、こう変わる

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/02/04/1349283_04.pdf

3) 生涯学習振興法との関係

文化・スポーツは首長部局（一般行政部門）での実施を提言（中教審「部会まとめ」平成17年）
おもに県立館や政令指定都市で博物館の主管を首長部局に移す例が目立つ→学芸員には好評のことあり

4) 教育委員会の実際

現実の行政機関では以下のように運用、

- ・教育委員会（法令上のもの。教育委員会委員5人＝市町村・7人＝都道府県、教育委員長は委員で互選、委員は非常勤特別職）仕事内容は、本来は教育目的や内容の提言だが、実際には教育委員会事務局が作成した報告のチェックと承認になっている
- ・教育委員会事務局（普通「教育委員会」といえばここを指す。教育長＝議会同意必要な常勤の一般職、教育次長＝一般事務職員のトップ、以下事務職員）網走市での名称は「学校教育部」「社会教育部」。

教育委員会制度について | 文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm

（意義）

政治的中立性の確保

継続性、安定性の確保

地域住民の意向の反映

（特性）

首長からの独立性

合議制

住民による意思決定

（事務）

学校教育の振興

生涯学習・社会教育の振興

芸術文化の振興、文化財の保護

スポーツの振興

※博物館はどこに居る（位置付けられているか）、美術館は？

2. 教育委員会制度の課題

1) 最近の話題

いじめ対応への当事者能力の欠如 大津市いじめ自殺事件

学習指導要領 学校での教育内容の国による決定

道徳の教科化（小学校2018年度、中学校2019年度）と教科書検定

2) 新藤宗幸, 2013. 教育委員会一何が問題か, 岩波書店

教育委員会が文部科学省による教育統制の手段になっている、教育の中央志向上意下達を制度化し地方自治を奪っているという見方が示されている。教育の「首長からの独立」の意味を再考してみたい。

首長（＝政治家）の介入（＝意見や趣味の押しつけ）は避けたい（ですよね）

中立といつつ、実質は国（＝中立的存在ではない）の言いなりは問題（ですよね）

3) 中央教育審議会「地方分権時代における教育委員会の在り方について（部会まとめ）」

2. 教育委員会の在り方 1 教育委員会制度の現状と課題

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1382466.htm

教育委員会制度は、以上のような教育行政への要請，すなわち教育機関の管理運営における首長からの独立性，合議制，レイマンコントロールの実現の要請にこたえるものとして今日においても意義のあるものであり，今後も地方自治体の執行機関として教育委員会は必要であると考えます。

【参考ウェブサイト】

中央教育審議会教育制度分科会 地方教育行政部会第15回 議事録・配布資料 [資料1] - 2

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/003/gijiroku/04112501/001/002.htm

- (1) 実質的な意志決定を行っていない
- (2) 地域住民の意向を十分反映していない
- (3) 教育関係者の意向に沿う傾向が強い
- (4) 住民に認知されておらず、遠い存在になっている
- (5) 国や都道府県に追随するばかりで、地域の実情に応じていない
- (6) 学校が市町村よりも国や都道府県の方針を重視する
- (7) 教職員の市町村に対する帰属意識が弱い

「新たな教育委員会制度について」全国知事会

<http://www.nga.gr.jp/data/report/report26/150213.html>

視点・論点「教育委員会制度をどう改めるか」NHK解説アーカイブス

<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/187028.html>

時事公論「どう変わる教育委員会」NHK解説アーカイブス

<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/190924.html>

首長が任命権限拡大…新教育長：教育：読売新聞 (YOMIURI ONLINE)

<http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/special/CO015552/20150508-OYT8T50101.html>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知） 文部科学省の公文書

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/02/05/1349283_07_2.pdf

3. 教員と教育公務員

1) 教諭は都道府県あるいは政令指定都市の職員

2) 教育公務員特例法、学芸員との比較

地方公務員であるが、首長部局の職員とは異なり、教育公務員特例法によって規定される

ちなみに公立図書館の司書、公立博物館の学芸員は地方公務員法が適用、おなじ社会教育の専門職員であっても社会教育主事だけは教育公務員特例法が適用される。何が違う？ たとえば

(研修の機会)

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

（前略）日本の教育の目的および内容高度に中央集権化された教育制度は、かりにそれが極端な国家主義と軍国主義の網の中に捕えられていないにしても、強固な官僚政治にともなう害悪を受けるおそれがある。教師各自が画一化されることなく適当な指導の下に、それぞれの職務を自由に発展させるためには、地方分権化が必要である。かくするとき教師は初めて、自由な日本国民を作りあげる上に、その役割をはたしうるのであろう。この目的のためには、ただ一冊の認定教科書や参考書では得られぬ広い知識と、型通りの試験では試され得ぬ深い知識が、得られなくてはならない。カリキュラムは単に認容された一体の知識だけではなく、学習者の肉体的および精神的活動をも加えて構成されているものである。それには個々の生徒の異なる学習体験および能力の相違が考慮されるのである。それ故にそれは教師をふくめた協力活動によって作成され、生徒の経験を活用しその独創力を発揮させなくてはならないのである。

（中略）

初等および中等学校の教育行政 教育の民主化の目的のために、学校管理を現在の如く中央集権的なものよりむしろ地方分権的なものにすべきであるという原則は、人の認めるところである。学校における勅語の朗読・御真影の奉拝等の式を挙げることは望ましくない。文部省は本使節団の提案によれば、各種の学校に対し技術的援助および専門的な助言を与えるという重要な任務を負うことになるが、地方の学校に対するその直接の支配力は大いに減少することであろう。市町村および都道府県の住民を広く教育行政に参画させ、学校に対する内務省地方官吏の管理行政を排除するために、市町村および都道府県に一般投票により選出せる教育行政機関の創設を、われわれは提案する次第である。かかる機関には学校の認可・教員の免許状の附与・教科書の選定に関し相当の権限が附与されるであろう。現在はかかる権限は全部中央の文部省ににぎられている。

課税で維持し、男女共学制を採り、かつ授業料無徴収の学校における義務教育の引上げをなし、修業年限を九か年に延長、換言すれば生徒が十六歳に達するまで教育を施す年限延長改革案をわれわれは提案する。さらに、生徒は最初の六か年は現在と同様小学校において、次の三か年は、現在小学校の卒業児童を入学資格とする各種の学校の合併改変によって創設されるべき「初級中等学校」において、修学することをわれわれは提案する。これらの学校においては、全生徒に対し職業および教育指導をふくむ一般的教育が施されるべきであり、かつ個々の生徒の能力の相違を考慮しうよう、十分弾力性を持たせなくてはならない。さらに三年制の「上級中等学校」をも設置し、授業料は無徴収、ゆくゆくは男女共学制を採り、初級中等学校よりの進学希望者全部に種々の学習の機会が提供されるようにすべきである。

（中略）

成人教育 日本国民の直面する現下の危機において、成人教育は極めて重大な意義を有する。民主主義国家は個々の国民に大なる責任を持たせるからである。学校は成人教育の単なる一機関にすぎないものであるが、両親と教師が一体となった活動により、また成人のための夜学や講座公開により、さらに種々の社会活動に校舎を開放すること等によって、成人教育は助長されるのである。一つの重要な成人教育機関は公立図書館である。大都市には中央公立図書館が多くその分館とともに設置されるべきで、あらゆる都道府県においても適当な図書館施設の準備をなすべきである。この計画を進めるには文部省内に公立図書館局長を任命するのがよい。科学・芸術および産業博物館も図書館と相まって教育目的に役立つであろう。これに加うるに、社会团体・専門団体・労働組合・政治団体等をふくむあらゆる種類の団体組織が、座談会および討論会の方式を有効に利用するよう、援助しなくてはならない。これらの目的の達成を助長するために、文部省の現在の「成人教育」事務に活を入れ、かつその民主化を計らなくてはならぬ。

（前略）

児童生徒の安全と生活を守るため、家庭・学校・地域社会が協力して教育計画を樹立する必要がある。学校給食計画は、各学校の正規の学校教育計画の一部と考えられるべきであり、屋外教育は、天然資源の重要性を理解する機会を与えるものであり、休暇中・始業前・放課後等のレクリエーションの計画は、青少年犯罪防止の積極的手段となる。教育計画は多様性を持って、能率的に運営され、かつよく教えられるものでなければならない。

（中略）

組織 国—文部省は自由で、独立で、他の機関と統合されてはならない。文部省の力は教育委員会・教育・学校長・監督官に援助を与えて、独立・創意およびみずからの問題を研究・解決する能力を発展させることにある。都道府県・市町村—現在日本では、市町村が小・中学校および若干の高等学校を維持しており、都道府県がまた若干の高等学校を維持している。このことは管轄の重複と課税区域の重複とをあらわしている。われわれはこれを変更してあらゆる小学校中学校および高等学校が一つの教育委員会の下に運営されるようになることを勧告する。

教育区組織の指導原理 教育区は出来るだけ自然の地域社会を中心に設けられなければならない。これは幾つかの村や町や市を包含するであろう。新学制ならびに豊富にして包括的な教育計画に必要な施設を備え、機能を果たすために人口と税源とを有する十分な広さの地域を持つことが重要である。

教育委員会の責任 教育委員会の委員は、民衆の自由選択によって党派によらざる投票により選挙されなければならない。彼らは利己的人物であってはならず、ひそかに目的を持っている人、また個人的な利害で集まった集団の代表者であってもならない。教育委員会の選挙には高度の社会的伝統を樹立する必要がある。委員会はその政策遂行にあたっては、専門的指導家の協力を得ることが必要である。

財政的独立 現在日本においては、県会や市町村会が教育委員会の予算要求額を任意に削減している。かかる実状ではやむなく仕事は縮小されたり削除されたりするに至るであろう。われわれは教育委員会が予算に全責任を持ち、市町村会や県会の協賛を経なくても予算執行に必要な徴税を決定する責任を与えられて、財政的に独立することを勧告する。教育を財政的に支持するための平衡交付金は客観的な公式に従って算定され、教育計画を支持するための歳入総額中に組入れられるべきである、教育は公共の経費中で第一の要求権を持つべきである。

（中略）

社会教育 日本における成人教育計画は、第一次教育使節団の勧告以後、多種多様の文化的・レクリエーション的および教育的活動をもって展開され、社会教育連合会という自主的な私設団体も組織された。しかしなお現在多くの欠点のためにたち遅れている。熟練した指導者が不足し、計画の中味が乏しく、財政上の補助があまりにも少ない。よい指導力・有用な資料・堅実に立案された継続的計画が望まれている。これらは文部省・大学および諸学校・労働団体・社会連合会その他の代表者からなる全国的な諮問審議会によって、地方や都会の必要に応ずるようくふうされるべきである。

（中略）

博物館 現在日本には全部で二三五館と類似施設があるに過ぎない。これらの大多数のものは財政上の困難によって、いちじるしく不利な立場に置かれ、そのあるものは毎年補助金を受ける国の施設になるように請願している。文部省が博物館の窮状を研究し、その保存と拡張のために必要な勧告をなすよう勧める。

学事奨励に関する被仰出書（学制序文）（明治5年8月2日太政官布告第214号）

三省堂『解説教育六法』平成18年版（句読点は宇仁による）

人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌にして、以て其生を遂るゆゑんのものとは他なし、身を修め智を開き才芸を長ずるによるなり。而て其身を修め智を開き才芸を長ずるは、学にあらざれば能はず。是れ学校の設あるゆゑんにして、日用常行、言語、書算を初め、士官、農商、百工、技芸及び法律、政治、天文、医療等に至る迄、凡人の営むところの事、学にあらざるはなし。人能く其才のあるところに応じ、勉励して之に従事し、しかして後初て生を治め産を興し、業を昌にするを得べし。さればや学問は身を立るの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か学ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ、飢餓に陥り、家を破り、身を喪の徒の如きは、畢竟、不学よりしてかゝる過ちを生ずるなり。従来、学校の設ありてより年を経ること久しといえども、或は其道を得ざるよりして、人其方向を誤り、学問は士人以上の事とし、農工商及び婦女子に至っては、之を度外におき、学問の何物たるを基たるを辨せず、又士人以上の稀に学ぶものも、動すれば国家の為にすと唱へ、身を立るの基たるを知らずして、或ひは詞章記誦の末に趨り、空理虚談の途に陥り、其論高尚に似たりといえども、之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず。是れ即ち沿襲の習弊にして、文明普ねからず才芸の長ぜずして、貧乏破産喪家の徒多きゆゑんなり。是れが故に人たるものは学ばずんばあるべからず。之を学ぶに宜しく其旨を誤るべからず。之に依て、今般文部省に於て学制を定め、追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき、自今以後、一般の人民〔華士族農工商及び婦女子〕必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す。人の父兄たるもの宜しく此意を体認し、其愛育の情を厚くし、其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり〔高上の学に至ては、其人の材能に任かすといえども、幼童の子弟は、男女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事〕。

但し従来沿襲の弊、学問は士人以上の事とし、国家の為にすと唱ふるを以て、学費及び其衣食の用に至る迄、多く官に依頼し、之を給するに非ざれば、学ばざる事と思ひ、一生を自棄するもの少からず。是れ皆惑へるの甚しきものなり。自今以後、此等の弊を改め、一般の人民他事を抛ち、自ら奮て必ず学に従事せしむべき様心得べき事。

明治5年壬申7月 太政官

学制百年史 | 学制の制定 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317581.htm

教育ニ関スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ナル臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス 朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治23年10月30日 御名御璽

大日本帝国憲法

第9条 公共の安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又発セシム

→ 教育法規の「勅令主義」＝戦前は個別法規での対応で、基本法、体系化がない

憲法条文・重要文書 大日本帝国憲法 <http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j02.html>